

深川市地域公共交通計画（案）の概要について

計画の策定背景（案 P1）

地域公共交通は、人々が日常生活を営む上で必要な通勤、通学、通院、買物等の移動を支える欠かすことのできない社会インフラです。

しかしながら、現在では全国的な傾向として、人口減少や少子高齢化の進展、自家用車の普及、さらには新型コロナウイルス感染症等の影響による公共交通利用者の減少が加速化しており、特に地方部では、都市部への進出等による人口減少が顕著であり、都市部に比べて地域公共交通の確保・維持は困難な状況にあります。

こうした背景から、国においては、地域が自ら交通をデザインしていくことの重要性を示し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部を改正（令和2年6月3日交付、同年11月27日施行）し、すべての地方公共団体において地域公共交通計画の策定が努力義務化されました。

本市においても、これまで「深川市地域公共交通網形成計画」に基づき、各種施策に取り組んできましたが、他自治体と同様に、公共交通の利用者数の減少、運転手や整備士などの担い手不足、車両の老朽化、燃油価格の高騰など多くの課題を抱えています。

地域公共交通を確保・維持していくためには、市、交通事業者、市民のみなさんなどの関係者が、改めて現状と課題を認識するとともに、持続可能な公共交通となるよう、一体となった取り組みが必要となります。

計画の位置づけ（案 P1）※イメージは右上の図

このような背景を踏まえ、人口減少や少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の影響などによる公共交通機関の利用実態、運転手不足や車両の老朽化など、公共交通を担う事業者が現状抱えている課題や利用者ニーズを整理し、関係者との連携を図りながら、持続可能な交通体系の構築に向けて「深川市地域公共交通計画」を策定します。

計画期間（案 P1）

令和6年度から令和10年度の5年間

<位置づけ>

【関連法令】

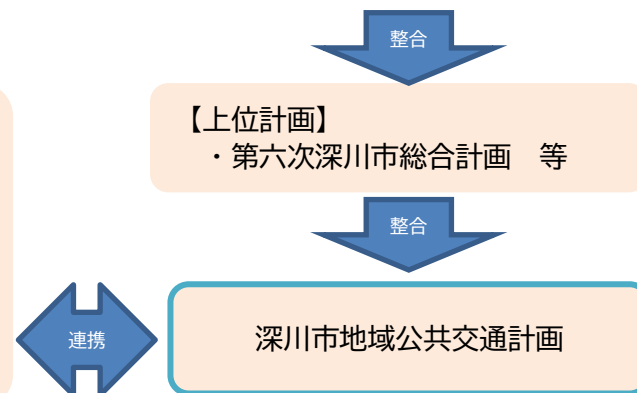
・交通政策基本法、・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 等

【関連計画】

・総合戦略
・過疎計画
・都市マスタープラン
・立地適正化計画
・公共交通網形成計画
・定住自立圏ビジョン
・北空知広域交通計画
など

【上位計画】

・第六次深川市総合計画 等



基本目標と施策（案 P69）

基本目標1 広域公共交通の確保維持

①広域公共交通計画との整合・連携

基本目標2 まちづくりと連携したきめ細かな公共交通網の構築

①市内路線バスの運行維持
②デマンド交通「納内経由菊丘線」の確保維持
③多様な輸送手段の検討
④A I を用いたオンデマンド交通の研究・検討
⑤深川駅周辺複合施設整備の推進

基本目標3 利用促進の強化による公共交通の活性化

①高齢者バス利用料金助成事業による利用促進
②バスの乗り方教室の実施
③公共交通利用促進を目的とした周知・啓発